

スポーツ振興くじ（第1147回から第1149回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第325号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

2019年12月25日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 大東 和美

1 スポーツ振興投票の名称

別紙1～3のとおり

2 スポーツ振興投票券の発売期間

別紙1～3のとおり

3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地

- (1) 楽天銀行株式会社
東京都世田谷区玉川1丁目14番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (2) 株式会社ジャパンネット銀行
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (3) 株式会社三井住友銀行
東京都千代田区丸の内1丁目1番2号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (4) 住信SBIネット銀行株式会社
東京都港区六本木1丁目6番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (5) 株式会社じぶん銀行
東京都中央区日本橋1丁目19番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)

4 合致の割合の種類

別紙4のとおり

5 特定指定試合を実施する期日又は期間

別紙1～3のとおり

6 試合当たり投票種類数

別紙4のとおり

7 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

別紙1～3のとおり

8 合致の割合の算式において本センターが定める率

別紙4のとおり

9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

別紙4のとおり

10 その他

発売及び払戻しは全国

第1147回

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第1147回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
2020年1月4日（土）～同年1月11日（土）
- ・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**
2020年1月11日（土）及び同年1月12日（日）
- ・ **特定指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) B I G (ビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.14のサッカーチーム
 - (2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.14のサッカーチーム
 - (3) B I G 1000 (ビッグセン)
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.11のサッカーチーム
 - (4) m i n i B I G (ミニビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.9のサッカーチーム
 - (5) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.5のサッカーチーム
 - (6) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.3のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
1月11日	No.1	クリスタル・パレス (クリスタル)	アーセナル (アセナル)
1月12日	No.2	レスター・シティ (レスター)	サウザンプトン (サウザン)
1月12日	No.3	ウルヴァーハンプトン・ワンダラーズ (ウルヴァー)	ニューカッスル・ユナイテッド (ニューカッスル)
1月12日	No.4	チェルシー (チェルシー)	バーンリーFC (バーンリー)
1月12日	No.5	トテナム・ホットスパー (トテナム)	リヴァプール (リヴァプール)
1月12日	No.6	エヴァートン (エヴァートン)	ブライトンアンドホーヴアルビオン (ブライトン)
1月12日	No.7	マンチェスター・ユナイテッド (マンU)	ノーウィッチ・シティ (ノーウィッチ)
1月12日	No.8	ハル・シティ (ハルシティ)	フラム (フラム)
1月12日	No.9	リーズ・ユナイテッド (リーズ)	シェフィールド・ウェンズデイ (シェフィールド)
1月12日	No.10	チャールトン・アスレティック (チャールトン)	ウェストブromウィッチアルビオン (ウェストブrom)
1月12日	No.11	ウィーガン・アスレティック (ウィーガン)	ブリストル・シティ (ブリストル)
1月12日	No.12	バーンズリー (バーンズリー)	ハダーズフィールド・タウン (ハダーズ)
1月12日	No.13	ブラックバーン・ローヴァーズ (ブラックバーン)	プレストン・ノースエンド (プレストン)
1月12日	No.14	レディング (レディング)	ノッティンガム・フォレスト (ノッティン)

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第1148回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
2020年1月11日（土）～同年1月18日（土）
- ・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**
2020年1月18日（土）及び同年1月19日（日）
- ・ **特定指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) B I G（ビッグ）
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.14のサッカーチーム
 - (2) 100円B I G（ヒャクエンビッグ）
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.14のサッカーチーム
 - (3) B I G 1000（ビッグセン）
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.11のサッカーチーム
 - (4) m i n i B I G（ミニビッグ）
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.9のサッカーチーム
 - (5) t o t o（トト）
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.13のサッカーチーム
 - (6) m i n i t o t o A組（ミニトト エイクミ）
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.5のサッカーチーム
 - (7) m i n i t o t o B組（ミニトト ビークミ）
以下の対象試合のうち、試合No.7からNo.11のサッカーチーム
 - (8) t o t o G O A L 3（トトゴールスリー）
以下の対象試合のうち、試合No.1、No.2及びNo.5のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
1月18日	No.1	ホッフェンハイム（ホッフェン）	アイントラハト・フランクフルト（フランクフル）
1月18日	No.2	フォルトナ・デュッセルドルフ（フォルトナ）	ヴェルダー・ブレーメン（ブレーメン）
1月18日	No.3	F S V マインツ 0 5（マインツ）	S C フライブルク（フライブル）
1月18日	No.4	F C アウグスブルク（アウグス）	ボルシア・ドルトムント（ドルト）
1月19日	No.5	R B ライプツィヒ（ライプツィ）	ユニオン・ベルリン（ユニオン）
1月18日	No.6	1. F C ケルン（ケルン）	V f L ヴォルフスブルク（ヴォルフス）
1月19日	No.7	マンチェスター・シティ（マンC）	クリスタル・パレス（クリスタル）
1月19日	No.8	サウザンプトン（サウザン）	ウルヴァーハンプトン・ワンダラーズ（ウルヴァー）
1月19日	No.9	ニューカッスル・ユナイテッド（ニューカッスル）	チェルシー（チェルシー）
1月18日	No.10	ワトフォード（ワトフォード）	トテナム・ホットスパー（トテナム）
1月19日	No.11	アーセナル（アーセナル）	シェフィールド・ユナイテッド（シェフィールド）
1月19日	No.12	ブライトンアンドホーヴアルビオン（ブライトン）	アストン・ヴィラ（アストン）
1月19日	No.13	ウェストハム・ユナイテッド（ウェストハム）	エヴァートン（エヴァートン）
1月19日	No.14	ノーウィッチ・シティ（ノーウィッチ）	A F C ボーンマウス（ボーンマウス）

第1149回

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第1149回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
2020年1月14日（火）～同年1月21日（火）
- ・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**
2020年1月22日（水）及び同年1月23日（木）
- ・ **特定指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) mini toto A組（ミニトト エイクミ）
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.5のサッカーチーム
 - (2) mini toto B組（ミニトト ビークミ）
以下の対象試合のうち、試合No.5からNo.9のサッカーチーム
 - (3) toto GOAL 3（トトゴールスリー）
以下の対象試合のうち、試合No.1、No.2及びNo.4のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
1月22日	No.1	クリスタル・パレス（クリスタル）	サウザンプトン（サウザン）
1月22日	No.2	エヴァートン（エヴァトン）	ニューカッスル・ユナイテッド（ニューカッスル）
1月22日	No.3	チェルシー（チェルシー）	アーセナル（アーセナル）
1月23日	No.4	マンチェスター・ユナイテッド（マンU）	バーンリーFC（バーンリー）
1月22日	No.5	シェフィールド・ユナイテッド（シェフィールド）	マンチェスター・シティ（マンC）
1月22日	No.6	AFC ボーンマウス（ボーンマウス）	ブライトンアンドホーヴアルビオン（ブライトン）
1月22日	No.7	アストン・ヴィラ（アストン）	ワトフォード（ワトフォード）
1月23日	No.8	レスター・シティ（レスター）	ウェストハム・ユナイテッド（ウェストハム）
1月23日	No.9	トテナム・ホットスパー（トテナム）	ノーウィッチ・シティ（ノーウィッチ）

・合致の割合の種類

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) B I G (ビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (14) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数 (14) から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数 (14) から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 5等 開催試合結果数 (14) から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 6等 開催試合結果数 (14) から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (14) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数 (14) から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数 (14) から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 5等 開催試合結果数 (14) から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(3) B I G 1000 (ビッグセン)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (11) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数 (11) から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数 (11) から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(4) m i n i B I G (ミニビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (9) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数 (9) から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(5) t o t o (トト)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (13) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数 (13) から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(6) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)

- 1等 10割

(7) m i n i t o t o B組 (ミニトト ビークミ)

- 1等 10割

(8) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (6) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・試合当たり投票種類数

(1) BIG (ビッグ)

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(3) BIG1000 (ビッグセン)

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(4) mini BIG (ミニビッグ)

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(5) toto (トト)

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(6) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(7) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(8) toto GOAL3 (トトゴールスリー)

1 試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点
「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G (ビッグ)

- 1等 5分の4
- 2等 100分の7
- 3等 50分の1
- 4等 100分の3
- 5等 100分の3
- 6等 20分の1

(2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)

- 1等 25分の19
- 2等 10分の1
- 3等 25分の1
- 4等 25分の1
- 5等 50分の3

(3) B I G 1000 (ビッグセン)

- 1等 5分の3
- 2等 20分の3
- 3等 20分の3
- 4等 10分の1

(4) m i n i B I G (ミニビッグ)

- 1等 2分の1
- 2等 5分の1
- 3等 10分の3

(5) t o t o (トト)

- 1等 10分の7
- 2等 20分の3
- 3等 20分の3

(6) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)

- 1等 1分の1

(7) m i n i t o t o B組 (ミニトト ビークミ)

- 1等 1分の1

(8) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)

- 1等 5分の3
- 2等 5分の2

・ 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

- (1) B I G (ビッグ)
一口300円に対し、3億円(加算金のあるときにあっては、6億円)
- (2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)
一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)
- (3) B I G 1000 (ビッグセン)
一口200円に対し、2億円(加算金のあるときにあっては、4億円)
- (4) m i n i B I G (ミニビッグ)
一口200円に対し、2億円(加算金のあるときにあっては、4億円)
- (5) t o t o (トト)
一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、5億円)
- (6) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)
一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)
- (7) m i n i t o t o B組 (ミニトト ビークミ)
一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)
- (8) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)
一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)